第 252 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2024年10月17日(木)午前10時00分~11時15分経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、久後翔太郎、小路直彦、野口貴文(委員長) (五十音順)

審議事項及び委員意見・質問			審議結果
1. 前回議事概要の確認	前回議事概要案が承		H FWIRTI
2. 「積算資料」11 月号士木系資材の価格変動の妥当性について	・審査対象資材のうち、11月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	<品目>	[地区]	(理由)
	【上伸した資材】 生コンクリート	長崎	製造コスト、運搬コスト増加を 理由に組合は今年4月より値上 げを打ち出す。一部非組合員の 組合加入等で競合が減少し、安 定供給を優先する需要者が値上 げを受け入れ、市況上伸。
	コンクリート用砂 (荒目)	津	製造コスト、運搬コスト増加を 理由にメーカーは今年 4 月より 値上げを打ち出す。今年 8 月に 生コン市況が上昇した主需要者 である生コン工場が値上げを受 け入れ、市況上伸。
	クラッシャラン 再生クラッシャラン	福井	製造コスト増加を理由にメーカーは今年7月より値上げを打ち出す。道路修繕工事等で需給がひつ迫する中、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市况上伸。
	クラッシャラン	津	製造コスト、運搬コスト増加を 理由に砕石販売協組は今年4月 より値上げを打ち出す。組合以 外からの調達が困難な中、7月以 降、売り腰を強め、市況上伸。
	再生クラッシャラン	大津	製造コスト増加を理由にメーカーは今年4月以降、値上げを打ち出す。各社在庫が品薄な中、 国道拡幅工事の大型需要を控え、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	軽油	全国	中東産原油価格は下落し、為替 も円高で推移したが、政府の補 助金を含めた元売卸価格は上 昇。販売業者は卸価格上昇分の 転嫁を進め、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問		経済調査会説明・	審議結果
	再生加熱アスファル ト混合物	甲府、長野、静岡、 津	原材料のストアス価格は下落に 転じたものの、依然として高値 圏を維持。採算悪化による危機 感を強めたメーカーは、値上げ の未達分を求めて売り腰を強 め、市況上伸。
	自由勾配側溝	札幌	製造コスト、運搬コスト増加を 理由に最大手メーカーは今年 7 月より値上げを打ち出す。他社 も値上げに追随し、値上げの一 部が浸透して、市況上伸。
	ヒューム管外圧管 B形1種	四国	原材料コスト増加を理由にメーカーは今年4月より値上げを打ち出す。メーカーが限られる中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。
	ベンチフリューム	高松	原材料コスト増加を理由にメーカーは今年4月より値上げを打ち出す。採算悪化に危機感を強めるメーカーが売り腰を強めた結果、値上げの一部が浸透し、市況上伸。
	【下落した資材】 異形棒鋼	全国	大型建築物件は精彩を欠き、小口当用買い中心で需要は低調。 主原料の鉄スクラップ価格下落 と一部電炉メーカーの大幅値下 げを受けて、需要者の値下げ要 求が強まり、市況下落。
	H形鋼	全国(札幌除く)	大型建築物件は精彩を欠き、小口当用買い中心で需要は低調。 主原料の鉄スクラップ価格下落 と一部電炉メーカーの大幅値下 げを受けて、需要者の値下げ要 求が強まり、市況下落。
	鉄スクラップ	全国	発生量は低調だが、鉄スクラップ需要はそれ以上に低調なため、需給は緩和。為替の円高による輸出価格下落と国内需給緩和で、電炉メーカーは段階的に購入価格を引き下げ、市況下落。
	ストレートアスファルト	全国	ストアス価格算定期間内の元売 原油調達価格は下落し、元売会 社は卸価格を引き下げた。ディ ーラーは道路舗装会社との価格 改定交渉において卸価格の変動 額を反映し、市況下落。

審議事項及び委員意見・質問		経済調査会説明	• 審議結果	
○鉄スクラップのヒアリング調査の中	・世界の鉄鋼生産	量の半分以上を中国が「	占めているため、鉄鋼原料の市況に	
で、中国の不況の影響についての話が	与える中国の影響は非常に大きい。鉄スクラップは電炉の原料になるが、			
あったが、先行きは、日本国内の鉄ス	高炉の原料として鉄鉱石や原料炭があり、鉄鋼原料として価格の変動に相			
クラップ市況にどのような影響があ	関がみられる。鉄鉱石、原料炭の価格は中国の需要不振で鉄スクラップよ			
りそうか。	りも早く下落傾向となっていた。鉄スクラップはこの3カ月で大幅に下落			
	したこともあり	、やや下げ止まり感がと	出ている。	
	マル しっ 医ルイボ			
○クラッシャランについて、路盤材は再	,		ッシャランの需要は大幅に減少し、	
生材の優先利用で、新材の需要は多く			のような状況の中、両地区では河川	
ないと思われるが、今回、福井と津で			生し、新材の在庫に品薄感があるこ	
価格が上昇した理由は。	とを背景に、メーカーの製造コスト増加を理由とした値上げが安定供給を 優先する需要者に受け入れられた。			
		に安け入れられた。		
3. 「積算資料」11 月号建築系資材の価	・審査対象資材の	うち、11 月号で掲載価	師格に変動が生じる建築系資材、都	
格変動の妥当性について	市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下			
	のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。			
	<品目>	[地区]	(理由)	
		148/2.1		
	【 /山 ユ_ //▽++】	£ 2,3	(连田)	
	【上伸した資材】		, — ,	
	【上伸した資材】 電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前	
			10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。	
			10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に	
			10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ	
			10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に	
			10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ	
	電線・ケーブル		10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ	
	電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ く売り腰を強め、市況上伸	
	電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ く売り腰を強め、市況上伸 為替の円高で先安を見込んだ需	
	電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ く売り腰を強め、市況上伸 為替の円高で先安を見込んだ需 要者の購買姿勢は消極的になっ	
	電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ く売り腰を強め、市況上伸 為替の円高で先安を見込んだ需 要者の購買姿勢は消極的になっ ている。荷動きが精彩を欠く中、	
	電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ く売り腰を強め、市況上伸 為替の円高で先安を見込んだ需 要者の購買姿勢は消極的になっ ている。荷動きが精彩を欠く中、 流通側に売上確保を優先した安	
4. その他	電線・ケーブル	全国	10 月初旬の国内電気銅建値は前 月初旬からt当たり19万円反騰。 販売側は高値で仕入れた在庫に 加え、銅価急騰分を価格転嫁すべ く売り腰を強め、市況上伸 為替の円高で先安を見込んだ需 要者の購買姿勢は消極的になっ ている。荷動きが精彩を欠く中、 流通側に売上確保を優先した安	

・2024年11月18日 (月) 14時~16時と決定。

(以上)

(1) 次回開催予定

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の 調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者に よる価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について 審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとす る。
 - 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、 代表理事が委嘱する。
 - 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(審査の報告・助言)

第6条 委員会は、第2条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

- この規約は、平成15年11月13日から施行する。
- この規約は、平成16年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成18年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成21年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成24年6月15日から改定施行する。